【納入申告書記載要領】

この申告書の記載の要領は、次によること。

１　この申告書は、「源泉徴収選択口座内配当等」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等」とで別に作成すること。

２　「平成　　年分」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年を記載すること。ただし、地方税法施行令附則第18条の４の２第２項において読み替えて準用する同令第９条の20第１項の規定の適用を受ける場合又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を〇で囲み、「　　月分」の欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。

３　「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。

４　「旧法人番号」の欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。

５　「処理事項」の欄は、当県の使用欄であるため記載しないこと。

６　「支払金額」欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座内上場株式等の配当等の支払金額を記載すること。

７　「税額」の欄には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額から還付税額を控除して得た金額又は未成年者口座内上場株式等の配当等の交付時に特別徴収した配当割の額を記載すること。

８　「納入金額合計」の欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。

９　「課税事務所」及び「（取りまとめ店）」の欄には、当県が指定する事項を記載すること。

10　「口座番号」、「加入者名」及び「（取りまとめ店）」の欄には、郵便局で納入する場合に、当県が指定する事項を記載すること。

【特別徴収税額計算書記載要領】

１　「課税」の欄の「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座内上場株式等の配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その特別徴収した配当割の額に対応する支払金額を記載すること。

２　「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法附則第35条の２の５第４項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その還付した税額に対応する支払金額を記載すること。

３　「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除しているものについて記載すること。

４　「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」にこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載すること。

第12号の14様式 源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る県民税配当割特別徴収税額計算書

第12号の13様式 源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る県民税配当割納入申告書

区分	支払金額	税額
56 源泉徴収選択口座内配当等		
課税 (a)	11	
還付税額 (b)	12	
非課税等 (c)	13	
計 (a)-(b)+(c)	14	
摘要		

（あて先）秋田県知事	特別徴収義務者	所在地及び名称 〒
平成 年分 中途 月分		
平成 年 月 日提出		
法人番号		㊞
旧法人番号		（所属）
		（電話）
処理事項	口座番号 02590-9-960002	加入者名 秋田県総合県税事務所出納員
支払金額	01	
税額	02	
（延滞金）	03	
納入金額合計	04	
課税事務所	秋田県総合県税事務所	受付印
（取りまとめ店）	秋田銀行 県庁 支店	
（取りまとめ店）	仙台貯金事務センター（〒980−8794）	
上記のとおり源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入について申告します。（都道府県保管）		

1／4 枚目

第12号の14様式 源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る県民税配当割特別徴収税額計算書

第12号の15様式(第1片) 源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る県民税配当割納入済通知書 ㊁

区分	支払金額	税額
56 源泉徴収選択口座内配当等		
課税 (a)	11	
還付税額 (b)	12	
非課税等 (c)	13	
計 (a)-(b)+(c)	14	
摘要		

秋田県	特別徴収義務者	所在地及び名称 〒
平成 年分 中途 月分		
平成 年 月 日提出		
法人番号		
旧法人番号		（所属）
		（電話）
処理事項	口座番号 02590-9-960002	加入者名 秋田県総合県税事務所出納員
支払金額	01	
税額	02	
（延滞金）	03	
納入金額合計	04	
課税事務所	秋田県総合県税事務所	領収日付印
（取りまとめ店）	秋田銀行 県庁 支店	
（取りまとめ店）	仙台貯金事務センター（〒980−8794）	
上記のとおり通知します。（都道府県保管）		

2／4 枚目

第12号の15様式(第2片) 源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る県民税配当割納入書 (公)

秋田県		特別徴収義務者	所在地及び名称 〒
平成 年分	中途 月分		
平成 年 月 日提出			
法人番号			
旧法人番号			(所属) (電話)

処理事項		口座番号	加入者名
		02590-9-960002	秋田県総合県税事務所出納員

		十億千百十万千百十円
支払金額	01	
税額	02	
(延滞金)	03	
納入金額合計	04	

上記のとおり納入します。

※日計 口 円

※印は郵便局において使用する欄です。

(金融機関・ゆうちょ銀行等／店舗控)

領収日付印

3／4 枚目

第12号の14様式 源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る県民税配当割特別徴収税額計算書

第12号の15様式(第3片) 源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る県民税配当割領収証書 (公)

区分	支払金額	税額
56 源泉徴収選択口座内配当等		
課税 (a)	11	
還付税額 (b)	12	
非課税等 (c)	13	
計 (a)−(b)+(c)	14	

摘要

秋田県		特別徴収義務者	所在地及び名称 〒
平成 年分	中途 月分		
平成 年 月 日提出			
法人番号			
旧法人番号			(所属) (電話)

処理事項		口座番号	加入者名
		02590-9-960002	秋田県総合県税事務所出納員

		十億千百十万千百十円
支払金額	01	
税額	02	
(延滞金)	03	
納入金額合計	04	

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

領収日付印

4／4 枚目

点線で切り離して4枚一組でご使用ください。